

## 福島県再生可能エネルギー復興推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、福島県再生可能エネルギー復興推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、避難解除区域等における円滑かつ効果的な再生可能エネルギーの導入推進とその収益等を活用した復興支援を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 避難解除区域等における発電事業の推進に関する事業
- 二 発電事業者から抛出される負担金及びその他収入の管理に関する事業
- 三 負担金等による復興支援事業
- 四 発電事業者への技術支援に関する事業
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げるものにより構成する。商号変更や組織変更等により名称・役職等が変更になった場合には変更後の名称・役職とする。

2 協議会は次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 1名

3 会長は福島県知事とする。

4 副会長及び監事は会長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 会長は協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 監事は協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(協議会)

第7条 協議会は必要に応じて会長が招集する。

2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

3 協議会は、事業計画、予算、決算、その他重要事項を議決する。

4 協議会には会長が指名するものを出席させることができる。

5 協議会開催が困難な場合には書面開催等の措置をとることができる。

(定足数)

第8条 協議会は構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

(運営委員会)

第9条 協議会に、第3条で規定する事業の遂行のための検討及び事務のため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は別表2に掲げるものにより構成する。組織変更や担当部署が変更となった場合には変更後の名称・役職名とする。
- 3 運営委員会の検討事項及び事務は会長が定める。

(協定)

第10条 協議会は、第2条に規定した目的を達成するために、会長が別に定める要件を満たす発電事業者と協定を締結する。

(経費)

第11条 協議会の経費は発電事業者から拠出される負担金及びその他収入をもってこれにあてる。

- 2 負担金の額は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は福島県企画調整部エネルギー課に置く。

(その他)

第14条 この会則に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (協議会)

1	【会長】 福島県知事
2	田村市長
3	南相馬市長
4	川俣町長
5	広野町長
6	檜葉町長
7	富岡町長
8	川内村長
9	大熊町長
10	双葉町長
11	浪江町長
12	葛尾村長
13	飯館村長
14	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長
15	【副会長】 国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所長
16	東京電力ホールディングス株式会社 福島復興本社代表
17	東北電力株式会社 福島支店長
18	【監事】 一般社団法人 福島県銀行協会会長

別表2 (運営委員会)

1	【委員長】 福島県企画調整部 次長
2	田村市 総務部企画調整課長
3	南相馬市 市民生活部環境政策課長
4	川俣町 政策推進課長
5	広野町 復興企画課長
6	檜葉町 政策企画課長
7	富岡町 産業振興課長
8	川内村 総務課長
9	大熊町 ゼロカーボン推進課長
10	双葉町 復興推進課長
11	浪江町 産業振興課長
12	葛尾村 復興推進室長
13	飯館村 村づくり推進課長
14	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長
15	【副委員長】 国立研究開発法人産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所産学官連携推進室長
16	東京電力ホールディングス株式会社 福島復興本社部長
17	東北電力株式会社 福島支店地域共創本部 (総務広報) 部長 (地域政策担当)
18	一般社団法人 福島県銀行協会常務理事

※2024年4月1日現在